



# 住まいに関する補助制度

町内に住んでいる人や、これから町内に住むことを考えている人が、住宅の新築・増改築・リフォームなどをする際に役立てていただくために、町で実施している住まいに関する補助制度をご紹介します。お住まいの耐震化・省エネ化・水洗化・緑化などにご活用ください。

なお、各補助制度には、事前着工が認められていないものや申請期間が限られているものがあります。補助制度の詳細は担当課にお問い合わせください。

国土計画課 ☎028(677)6020  
(太陽光発電補助に関すること：環境対策課 ☎028(677)6041)



## 定住への補助

### ■補助の目的

定住人口の増加を図るため、40歳未満の若者世帯による住宅の購入や賃貸住宅の家賃に対して支援しています。

### ■補助内容

①新たに住宅または併用住宅を新築した場合や建売住宅や中古住宅を購入した場合

1軒あたり50万円(18歳未満の子がいる場合や町内建築業者による建築した場合は加算金あり)

②新たに市街化区域内の賃貸住宅を借りた場合  
家賃補助として月額10,000円(最大36カ月)

### ■補助要件

①対象地区／市街化区域、50戸連たん区域、開発区域  
※分家住宅を建築する場合や中古物件を購入する場合は町内全域

②対象者／町外からの転入してきた人、町内の賃貸住宅に1年以上居住している人、分家して新しい世帯を持つ人(本家の後継者でないこと)

③その他／住宅補助の場合、10年以上の居住および自治会へ加入すること  
家賃補助の場合、3年以上居住すること



## 合併処理浄化槽への補助

### ■補助の目的

清らかで衛生的な水環境を目指し、合併処理浄化槽の設置などを支援しています。

### ■補助内容

①住宅に初めて合併処理浄化槽を設置する場合  
設置費用の6/10以内の額とし、補助限度額は5人槽が498,000円、7人槽が621,000円、10人槽が822,000円

②既存の合併処理浄化槽を入れ替える場合  
5人槽が332,000円、7人槽が414,000円、10人槽が548,000円

③処理水の敷地内処理装置を設置する場合  
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額

④20mを超える処理水の放流管を設置する場合  
20mを超える部分、1mあたり2,000円または100,000円のいずれか少ない額

⑤合併処理浄化槽を設置するにあたり、単独処理浄化槽などを撤去する場合  
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額

### ■補助要件

①対象地区／芳賀町生活排水処理構想に定める合併処理浄化槽整備区域(公共下水道・農業集落排水整備済み、および公共下水道整備予定区域を除く区域)

②対象施設／住宅または居住部分が1/2以上ある併用住宅

③その他／各種法令、基準を満たしていることおよび環境配慮型浄化槽の要件を満たしたもの

### ■補助内容

住宅の屋根などに、太陽電池の最大出力10kW未満のシステムを設置する場合  
1kWあたり20,000円、上限80,000円

### ■補助要件

①対象者／町内に住所を有する人または1年以内に住所を有する予定の人

②対象施設／住宅用太陽光発電システム(住宅は新築、増改築を問いません)



## 耐震対策への補助

### ■補助の目的

建物の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修・建替えをする場合に費用の一部を支援しています。

### ■補助内容

①町指定の耐震診断機関等が実施する耐震診断の場合  
診断費用の2/3以内の額とし、限度額20,000円

②町指定の耐震診断機関が実施する補強計画を策定する場合  
策定費用の2/3以内の額とし、限度額80,000円

③耐震改修を実施する場合  
改修費用の1/2以内の額とし、限度額800,000円

④耐震建替えを実施する場合  
建替え費用の1/2以内の額とし、限度額800,000円(県産出材を10㎡以上使用する場合は加算金あり)

### ■補助要件

対象施設／昭和56年5月31日以前に建築された2階以下の在来軸組工法で、賃貸を目的としない木造住宅



## 生け垣への補助

### ■補助の目的

緑化対策のひとつとして、身近な緑の創出に効果のある生け垣の設置を支援しています。業者が植栽するもののほか、ご自分で苗を購入したものや、自分で育てたりもらったりしたものを植栽する場合も対象になります。

### ■補助内容

宅地の道路面に長さ5m以上の生け垣を植栽する場合  
費用を要さない場合は1mあたり1,000円まで、費用を要した場合は1mあたり3,000円を限度とし、1件あたり限度額60,000円

### ■補助要件

①対象施設／住宅、店舗、事務所の敷地であること(工業団地を除く)

②その他／花草、花壇、塀、柵は補助対象外  
カイズカイブキなどの樹種は対象外



## 雨水対策への補助

### ■補助の目的

雨水による宅地内の浸水対策や道路への流出防止のため、屋根に降った雨水を雨どいの下に設置した浸透施設により効率よく地下に浸透させる施設の設

置を支援しています。

### ■補助内容

住宅に雨水浸透施設を設置する場合  
1軒につき2基までを限度とし、施設のタイプに応じ1基あたり30,000円または50,000円まで

### ■補助要件

対象施設／住宅または居住部分が1/2以上ある併用住宅

